

防整施第12422号
令和4年6月27日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る減点措置等の取扱いについて（通知）

標記について、別添のとおり、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実績することができなかった者の取扱い及び賃上げの実施確認における追加の取扱いが示されたので、遺漏のないよう措置されたい。

関連文書：防整施第938号（令和4年1月21日）

防整施第2229号（令和4年2月15日）

添付書類：財務省主計局法規課長事務連絡（令和4年6月20日）2件

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

令和4年6月20日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

標記のことについて、今後は下記の通り取扱うこととするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところであるが、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者の取扱いについて、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例を予め次の通り例示することとしたので周知する。

なお、以下の（１）及び（２）に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、改めて財務省から通知を行うこととするので、ご承知おき願いたい。

- （１） 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- （２） 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※(1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて別途通知する。

令和4年6月20日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業について、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて

標記のことについて、今後は下記の通り取扱うこととするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（令和4年2月8日財計第452号。以下「第452号通知」という。）の別紙において、「令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。」ことを例示したところである。

一方、事業年度開始月より後の賃上げについては、令和4年度からの賃上げを推進する本制度の趣旨に鑑み、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができるものとするので、ご留意願いたい。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。
- ② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）
※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とすることとし、確認書類等は、第452号通知による税理士等が認めた確認書類等によることとする。